

吳市教育委員会議題
(令和2年5月28日定例会)

吳市教育委員会

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第21号 呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 教議第22号 請願書について（新型コロナウイルス対策に係る教育委員会の責任ある教育施策実施の請願）
- 5 教議第23号 請願書について（2021年度使用中学校社会科教科書採択についての請願）
- 6 教議第24号 請願書について（2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願）
- 7 教議第25号 令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 8 報告第13号 令和3年度使用教科用図書（中学校）の採択手続について
- 9 報告第14号 令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項について
- 10 報告第15号 令和3年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について
- 11 教議第26号 令和3年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 12 報告第16号 令和3年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- 13 報告第17号 新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開及び夏季休業日の短縮について
- 14 報告第18号 寄附受納について
- 15 報告第19号 令和2年度学校別児童，生徒数等について
- 16 報告第20号 学校における働き方改革取組方針（令和2年度～令和4年度）について
- 17 教議第27号 臨時代理の承認について（令和2年度教育費補正予算）
- 18 報告第21号 広島県に対する提案事項について 【非公開】
- 19 報告第22号 専決処分について 【非公開】

教議第 2 1 号

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則

呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（平成19年呉市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号及び第4条第1項各号に掲げる事務及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により呉市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) ～(7) 略</p> <p>(8) 事務局及び学校その他の教育機関の職員の懲戒及び分限の処分に関すること。</p> <p>(9) ～(19) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(教育長に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号及び第4条第1項各号に掲げる事務及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により呉市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) ～(7) 略</p> <p>(8) 事務局及び学校その他の教育機関の職員の懲戒及び分限 <u>（休職については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第2号の規定に該当する場合に限る。）</u> の処分に関すること。</p> <p>(9) ～(19) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(教育長に専決させる事務)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる事項に関する事務は、教育長に専決させる。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>(5) ～(11) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(教育長に専決させる事務)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる事項に関する事務は、教育長に専決させる。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>(5) <u>事務局及び学校その他の教育機関の職員の休職（地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当する場合に限る。）</u> に関すること。</p> <p>(6) ～(12) 略</p> <p>2 略</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

職員が、心身の故障のため、長期の休養を要する場合の休職については、条例等で手続が定められていることから、事務改善を図るため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

1 改正の趣旨

職員が、心身の故障のため、長期の休養を要する場合の休職（病気休職）については、条例等で手続が定められていることから、事務改善を図るため、これに関する所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

職員の分限のうち、病気休職に関する事務について、教育長に専決させるものとします。

3 施行期日

公布の日

《参考》

地方公務員法

第28条第2項 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。

第1号 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

第2号 刑事事件に関し起訴された場合

教議第 2 2 号

請願書について（新型コロナウイルス対策に係る教育委員会の責任ある教育
施策実施の請願）

1 請願者

子どもと教育を守る市民連絡会・呉

2020（令和2）年 4月13日

子どもと教育を守る市民連絡会・呉

連絡先：是恒 真澄

新型コロナウイルス対策に係る教育委員会の責任ある教育施策実施の請願

2月27日、安倍首相の突然の「休業要請」により、呉市では翌日28日には、いきなり3月2日（月）から一斉に学年末休暇開始日までの休業を発表しました。この件について、その意志決定過程を公文書公開しましたが、「（議事録は）不存在」という通知を受け取りました。教育委員会には、地域の実情に適切に合わせた責任ある対策を講じ、教育環境の整備を可能な限り迅速に行う責任があります。文科省通知をそのまま学校に押しつけるのは本来のあり方ではないはずです。

2014年の地方教育行政法改定の国会審議では、文科省側から「旧教育基本法（1947年）の提案理由に挙げられた三つの基本方針—「地方分権」「首長からの独立性」「住民の意志の反映」という理念については、「改正案においても基本的には変わらない」との答弁がなされています。

学校での新型コロナウイルス対策としての休校措置を含む今後の教育行政のあり方に関し、以下のことを呉市教育委員会に対し請願します。

1. 上記で示した三つの基本方針についてあらためて認識を深め、これをふまえた現行教育法規の精神を堅持し順守して教育行政にあたってください。
2. 教育に関する行政や決定事項については、地域の実情をふまえ、地方教育委員会が主体的に判断し決定してください。
3. 感染症対策のための休校措置においては、子どもの生存権・学習権を守ること。そのための具体的措置を工夫し実施すること。休校期間の学習内容の補充については、子ども・教職員の過重負担にならないよう配慮すること。
4. 休業に当たっては、市費職員の賃金を保障すること。また、県費職員についても関係機関に要請すること。



教議第23号

請願書について(2021年度使用中学校社会科教科書採択についての請願)

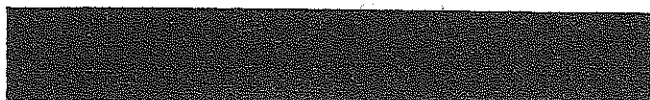
- 1 請願者
教科書ネット呉

2020年 4月15日

呉市教育委員会
教育長 寺本 有伸 様

2021年度使用中学校社会科教科書採択についての請願

教科書ネット呉
共同代表 岩崎智寧 花岡美紀
中室 茂 岸 直人
連絡先 是恒高志



2021年度使用中学校社会科歴史・公民教科書の調査・研究にあたり、「公正で適正な採択」かつ「主体的・対話的で深い学び」をかかげる新学習指導要領の理念に沿う教科書を採択するため、教科書の調査・研究の「観点・視点・方法」に以下の内容を入れることを請願する。

<請願項目>

- 1 教科書無償措置法の理念や定めに基づき公正・適正な教科書採択を行うこと。
- 2 平和主義・国民主権・基本的人権を基本原則とする日本国憲法を守り尊重する教科書を採択すること。
- 3 歴史学や憲法学などのこれまでの学問的成果に立脚し、一面的かつ特定の価値観をすり込むことなく、知識を広げ普遍的な真理を追究しうる教科書を採択すること。
- 4 「多面的・多角的に考察させるための工夫」を「視点・方法」に入れること。

<請願理由>

- (1) 2000年度検定の時から日本の教科書観は大転換しました。1990年代に中央教育審議会が示した「21世紀の教育では『生きる力』の育成をめざす」との大方針に合わせ、2000年の学習指導要領から「知識の量の多寡が学力を意味するものではなく、判断力、思考力をより豊かにすることが学力の向上である」と変わり、その結果、教科書は覚えこませる学習ではなく、考える力を豊かにする学習の主たる教材への転換を求められたことが理由とされました。
- (2) この変化の背景にあるのが OECD による「生徒の学習到達度調査 (PISA)」の結果とされます。2000年から3年ごとに行われる15歳を対象とする同調査において、日本は初回こそ科学的リテラシーで2位、数学的リテラシーで1位。読解力で8位だったが、3回目の2006年調査ではそれぞれ

6位、10位、15位に下がり続け、文科省や教育現場への批判の声が出ました。

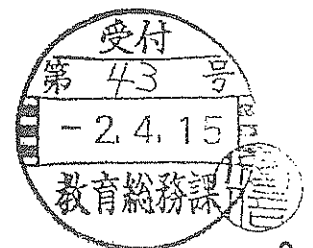
- (3) そういくなか、歴史学習においても断片的な事項の暗記の強要が「歴史嫌い」に生徒を追い込んでいたとして大学入試センターでも記述式による出題を模索するという経緯になりました。
- (4) さらに文科省自身も新たな学習指導要領において小・中学校でも、教え込みではなく児童・生徒の奇想天外とさえ思われる発想も排除せずに取り込むことで、学習に活気を生むアクティブラーニングの導入を強調するに至っています。
- (5) 現在求められる教科書観は、21世紀型の「思考力こそ学力である」との国際的な学力観に根差した教科書への転換です。
- (6) ところが、前回の呉市における中学校教科書採択においては、時代の趨勢である21世紀の学力観からかけ離れたともいえる事例数やコラム数など数で評価する、旧態依然の調査・研究が行われていたことが明らかになりました。教科書の調査・研究の視点に、県教委の選定資料に重要なものとして位置づけられ、他の地教委においても取り上げられている「多面的・多角的な考察させるための工夫」という視点がなかったのです。
- (7) また、「多面的・多角的考察」について文科省は「中学校学習指導要領改訂の趣旨」の「社会科の成果と課題」で次のように示しています。

○ 社会科、地理歴史科、公民科においては、社会的事象に関心を持って多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させること等に重点を置いて、改善が目指されてきた。一方で、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や、資料から読み取った情報を基にして社会的事象の特色や意味などについて比較したり関連付けたり多面的・多角的に考察したりして表現する力の育成が不十分であることが指摘されている。

さらに、公民の解説においても、

(4) 現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。と、「多面的・多角的に考察」の意義が強調されています。

- (8) 新学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」という理念に沿う教科書を採択するためにも、社会科教科書採択の重要な「視点」として、「多面的・多角的な考察」の視点を入れるべきであると考えます。



教議第24号

請願書について（2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願）

1 請願者

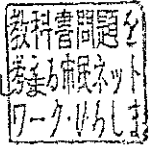
教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま

2020年5月1日

呉市教育委員会
教育長様

2021年度使用中学校教科書の採択に係る請願

教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま
請願者：宮岡 照彦



連絡先（事務局）岸 直人

1 日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書を採択すること

（理由）

学習指導要領の「内容項目」が日本国憲法や条約の理念に違反するものであったならば、当然憲法や条約が優先されるべきものである。

例えば、小学校5・6年「道徳」学習指導要領では「国際理解、国際親善」の内容項目に「他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚を持って国際親善に努めること。」、中学校「道徳」では「優れた伝統の継承と、新しい文化の創造に貢献すると共に、日本人としての自覚を持って国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。」と示している。

しかし、「日本人としての自覚を」日本以外の民族や国籍の子どもたちに強制することはあってはならないし、外国にルーツを持つ子どもを排除する意識を育てる教育もあってはならない。

従って、上記内容項目につき、貴教委は学校教育において、他民族のアイデンティティを尊重し、基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を進めることと矛盾しない教科書を採択する必要がある。

また、教育基本法には、「愛国心」につながる目標があるが、そこには「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が同時に明記され、偏狭なナショナリズムに陥ることがないように求めている。したがって、偏狭なナショナリズムを煽るような内容に十分留意し適正な教科書を採択すること。

2 選定委員会での意思形成終了後速やかに「観点・視点」を公開すること

（理由）

各市町情報公開条例では概ね不開示情報として「機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。」「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」を挙げている。しかし、貴教委は「採択が終了するまでが意思形成過程であるから、採択結果の発表以前には視点・方法は公表しない」との立場で選定委員会終了後遅滞なく公表することをしていないとしても、その時点での非開示情報にはあたらず、貴教委が採択前に「観点・視点」を公開した場合、一

連の採択業務の公正かつ能率的な遂行を妨げることにもならない。その一例として、大竹市教委は昨年の採択期間に「視点」をHPで公表したが採択に混乱はなかった。

むしろ、教科書展示会場で教員や市民が教科書を見る際、貴教委がどのような「視点・方法」で教科書採択を進めるのかが分かっていたら、非常に数の多い教科書をただ漠然と眺めるのではなく、深く分析的に焦点を絞って教科書を読むことができるから、「市民の教育行政参加を実現することに資する」ことを推進する情報公開条例第1条（目的）に即したものと見える。

また、呉市では2015年度中学校歴史・公民教科書採択において、市長若しくは特定政治勢力が呉市教委に特定教科書を採択させるような働きかけをして、「視点・方法」を特定教科書に有利に改ざんしたり、「調査研究報告書」「選定委員会答申」を特定教科書に有利に評価したりした違法採択をしたとの疑念が未だはぬぐい去られず、教科書採択の公正性の信用を失墜した事例がある。

市民の教育への参画を促進し、不当な特定政治勢力の介入を未然に防止するために、情報公開条例に則って選定委員会での意思形成終了後速やかに「視点・方法」を公開する必要がある。

3 貴教育委員会の教科用図書採択事務に関する「規程、要綱、規約」等を採択の適正性を担保するために、法的拘束力のある規則または条例にすること

（理由）

呉教科書裁判（平成28年（行ウ）第27号教科書採択による公金支出返還請求事件）では、呉市教科書採択規程に「選定委員は調査研究委員と重複してはならない」「調査研究委員、選定委員の任期は採択年の8月31日まで」と定めているにもかかわらず、選定委員である社会科指導主事が調査研究委員会に参加して指導助言をしたり、自ら調査研究資料を作成したりした。また、当該教委の総合所見（選定委員会答申にあたるもの）に1054か所の誤記及び、原告が主張した「育鵬社歴史・公民教科書の評価を高めるための水増しや視点の改ざん」について、裁判所は「採択規程違反や形骸化は教科書採択権限を有する市教委の意思決定過程の内部手続き違反にとどまり、その違反の有無の判断は市教委の自律的判断にゆだねるのが相当」との判示をした。つまり、呉市教委の「採択規程違反」は「内部手続き違反」に過ぎず違法ではないということであった。

仮に、呉市教委の「採択規程」が法的拘束力のある規則または条例であったならば、明らかに呉市教委の「違反行為」は、すなわち「違法行為」であった。

また、呉教科書裁判で明らかになったことは、採択規程や採択要綱は「内部的手続き」であるから、不当な政治的な介入や支配が容易に実現されるということである。従って、教科書採択が適正かつ公正に行われるためには内規としての「規程」「要綱」「規約」ではなく、法的拘束力のある「規則」「条例」にする必要がある。

広島県内で規則または条例としているのは、広島県・広島市・福山市・尾道市の各教育委員会である。

4 教科書を実際に使う教員の意見を採択に反映させること

（理由）

貴教委の調査員は「校長、教員等」で構成されているが、調査員は貴採択区の教員の教科書に関するおよその意見を把握しているわけではない。調査員は選定委員会の示した、視点・方法に沿って教科書の特徴を整理することが主な任務であり、貴採択区の多くの教員がどの教科書が使いやすいか、子どもたちに適しているかについて報告することなどは多くの場合求められていない。貴採択区の子どもたちに最も適した教科書を採択するためには、毎日子どもたちと向き合う学校現場の教員の意見を採択に反映させる必要がある。

5 教科書採択時の教育委員会会議を市民に公開すること

(理由)

新型コロナウイルスの蔓延を考慮し対応されることは必要であるが、そのことを理由に傍聴制限などをしないこと。特に、開催する会議室がいわゆる「3密」となるようなことが考えられる場合は、広い会場等に変更するなどの配慮をして公開すること。

6 教科書展示会の開催の充実について

開催の場所・日程・時間については、より多くの教員・保護者・市民が参加・閲覧しやすい環境にこれまで以上に配慮すること。新型コロナウイルス問題により、「3密」を避け、広い会場で安全に閲覧できる配慮をすると共に、これまでと比べて参加しにくくなるようなことは避けること。

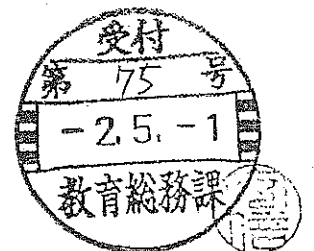
教科書展示会の住民への展示会場、期間等の周知の際に、感染対策についても併せて自治体広報やホームページ等において行うこと。

7 教科書展示会で、希望があれば教科書の写真を撮らせること

(理由)

教員も市民も展示会場でゆっくり教科書を読むことはできない。必要な部分を写真に撮り、持ち帰り教材研究や比較検討ができる。

現在、文部科学省本庁内では無料で100枚のコピーが可能である。広島県内においては広島市、廿日市市、福山市、大竹市、海田町、熊野町、三原市、庄原市(今年度から可能)が撮影可能である。



令和 3 年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和 2 年 5 月 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

ア 中学校用教科用図書について

- (ア) 基礎・基本の定着
- (イ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (ウ) 内容の構成・配列・分量
- (エ) 内容の表現・表記
- (オ) 言語活動の充実

イ 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

- (ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

- (イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録
- (ロ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 方法、組織及び手続

教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって採択を行う。

(1) 中学校用教科用図書について

ア 中学校用教科用図書の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（令和3年度使用）」に記載されている教科書のうちから行う。

イ 教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

(ア) 選定委員会においては

- a 本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査する観点等を示す。
- b 呉市の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、選定委員には保護者や学識経験者を加える。
- c 今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、教育長に報告する。

(イ) 調査・研究委員会においては

- a 選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査・研究を行い、報告する。
- b その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、今年度採択する教科用図書の特徴について意見を付す。
- c 専門的な調査・研究を行うことから、調査・研究委員は校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の中から委嘱する。
- d 採択の公正を期すため、調査・研究委員は選定委員会の委員と重複しない。

(2) 小学校用教科用図書について

令和3年度使用教科用図書は、原則、令和元年度に採択した教科用図書と同一のものを採択しなければならない。

(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 特別の教育課程を編成する場合に、文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科用図書」という。）を使用することが適当でない場合には、下学年用検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

ただし、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「令和3年度用一般図書一覧」に記載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。

令和3年度使用教科用図書（中学校）の採択手続について

学校教育課

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項」による。

3 日程

	内 容
4 月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5 月	○「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で採決
8 月	○「令和3年度使用教科用図書（中学校）の採択手続について」及び「令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項」を教育委員会会議で報告 ○選定委員，調査・研究委員の委嘱手続 ○選定委員会（原則2回実施） ○調査・研究委員会（原則3回実施） ○教育長への報告（選定委員会委員長の報告） ○教育委員会会議（議決，採択）

※ 教科用図書の法定展示

期間 令和2年6月12日（金）～令和2年6月26日（金）

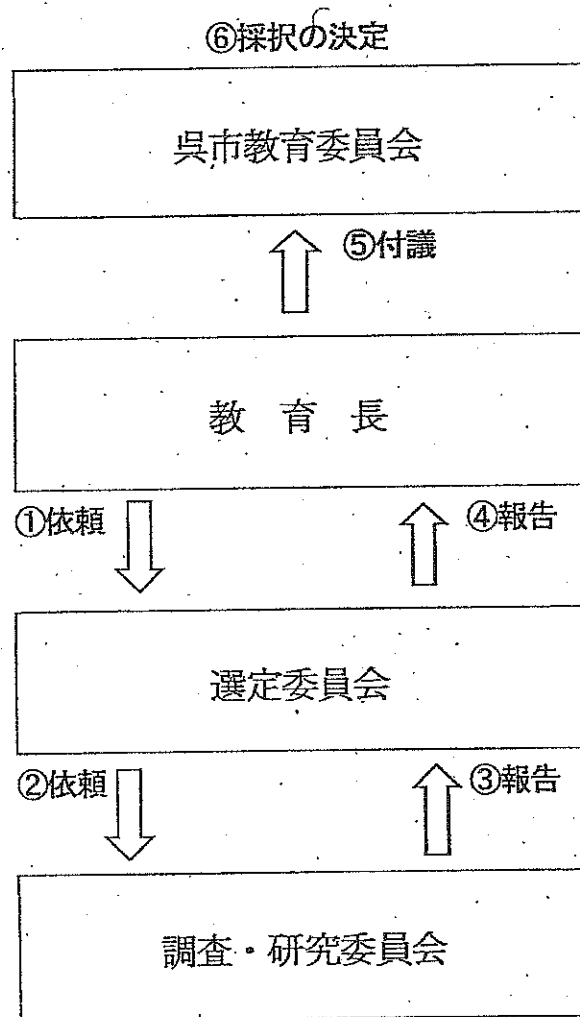
日時 平日 9時30分～19時（休館日15日（月）を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）

（期間，日時，場所について変更になる可能性あり）

教科用図書採択の手順【中学校】



- ① 「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」，「令和3年度使用教科用図書(中学校)採択のための調査・研究要項」及び日程を示し，教科用図書の選定について依頼する。
- ② 呉市教育委員会の示す「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき，調査・研究の観点を示し，教科用図書の調査・研究を依頼する。
- ③ 観点に基づき，今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い，報告する。
- ④ 報告を基に，今年度採択する教科用図書について審議し，理由を付し報告する。
- ⑤ 教育長は，教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 今年度採択する教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

報告第14号

令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項について
令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項を次のように定める。

令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項

この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定める。

1 調査・研究の観点

調査・研究の観点は、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における義務教育の目標を踏まえ、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとする。

2 呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）

(1) 構成及び運営

ア 次の委員の中から、委員長1名及び副委員長1名を置く。

(ア) 呉市立中学校長会長1名

(イ) 保護者代表2名及び学識経験者1名

(ウ) 呉市立中学校教育研究会に属する各教科及び道徳の部会を代表する校長11名

(エ) (ウ)に規定するほか、呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長

イ 保護者代表は、原則として呉市PTA連合会役員から2名に依頼する。

ウ 選定委員会は、原則として2回開催する。

エ 呉市教育委員会委員は、選定委員会を傍聴することができる。

(2) 任務

ア 次の手順により調査・研究する観点、内容及び範囲（以下「観点等」という。）を示し、調査・研究を呉市教科用図書調査・研究委員会（以下「調査・研究委員会」という。）に依頼する。

(ア) 各教科及び道徳の部会を代表する校長は、教科等の特性に応じた観点等の原案を事前に作成し、選定委員会に提出する。

(イ) 選定委員会は、観点等を検討し、決定する。

(ウ) 委員長は、調査・研究委員会に観点等を示す。

イ 選定委員会は、次の手順により、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、教育長に報告する。

(ア) 各教科及び道徳の部会を代表する校長は、調査・研究委員会の調査・研

究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について、総合所見の原案を作成する。

なお、総合所見の原案を作成する際には、「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び選定委員会が示した観点等に適しているかどうかという視点から作成する。

(イ) 選定委員会は、調査・研究委員会の調査・研究報告書及び総合所見の原案を審議し、その結果を教育長に報告する。

3 調査・研究委員会

(1) 構成及び運営

ア 調査・研究委員は、呉市立中学校長会長が推薦する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の中から7名以内の者を委嘱する。

イ 調査・研究委員会は、原則として3回開催する。

(2) 任務

選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成し、選定委員会に報告する。

4 報告書及び総合所見の様式

様式は別に定める。

令和3年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続
について

学校安全課

小・中学校特別支援学級用の教科用図書の採択は、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和3年度呉市小・中学校特別支援学級の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【特別支援学級】」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月	○「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で採決
8月	○「令和3年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知 ○教科書選定会議 ○教育長への選定理由書の提出 ○教育委員会会議（議決，採択）

※ 教科用図書の法定展示

期間 令和2年6月12日（金）～令和2年6月26日（金）

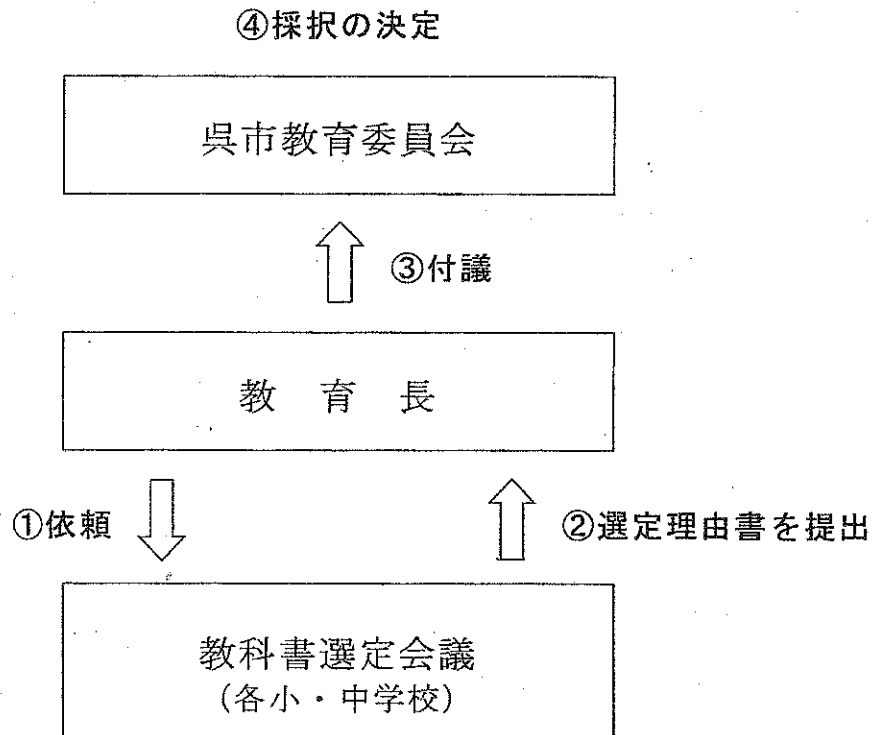
日時 平日 9時30分～19時（休館日15日（月）を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）

（期間，日時，場所について変更になる可能性あり）

教科用図書採択の手順【特別支援学級】



- ① 各小・中学校に「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び日程を示し，教科用図書の選定について依頼する。
- ② 各小・中学校は，教科書選定会議を設置し，児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定するとともに，選定理由書を提出する。
- ③ 教育長は，教育委員会会議に付議する。
- ④ 各小・中学校が選定した教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

令和3年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和2年5月 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、呉高等学校（以下「学校」という。）の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が選定し、報告した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

(ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 選定上の留意事項

(1) 学校は選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を教育委員会に報告する。

(2) 学校の実態や教育目標等を充分考慮して、学校の教育課程に最も適した教科用図書を選定する。

(3) 保護者の経済的負担について配慮する。

令和3年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

学校教育課

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載されている教科書から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和3年度呉市立呉高等学校の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和3年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月	○「令和3年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で採決
8月	○「令和3年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○選定委員会 ○調査・研究委員会 ○教育長への報告（選定委員会委員長の報告） ○教育委員会会議（議決，採択）

※ 教科用図書の法定展示

期間 令和2年6月12日（金）～令和2年6月26日（金）

日時 平日 9時30分～19時（休館日15日（月）を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）

（期間，日時，場所について変更になる可能性あり）

呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領

この要領は、呉市教科用図書の採択に関する規程（昭和60年呉市教育委員会訓令第4号）第13条及び呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針（以下「採択基本方針」という。）に基づき、呉市立呉高等学校教科用図書の採択手続に関する必要な事項を定める。

なお、呉市教科用図書の採択に関する規程のうち第1条から第3条まで、第10条、第12条及び第14条については準用するものとする。

1 教育委員会の役割

- (1) 採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者及び地域住民に説明責任を果たすことができるよう、採択手続を確立する。
- (2) 選定委員会及び調査・研究委員会を置き、それぞれの責任を明確にし、その機能の充実を図るとともに、適切な指導・助言を行う。

2 選定委員会

- (1) 選定委員会は、次に定める委員をもって組織する。
 - ア 呉市立呉高等学校校長（以下「校長」という。）及び呉市立呉高等学校教頭（以下「教頭」という。）
 - イ 地域代表、学識経験者等
- (2) 校長を委員長、教頭を副委員長とする。
- (3) 呉市教育委員会が定めた採択基本方針に基づき、調査・研究委員会に教科用図書を調査する観点を示す。
- (4) 調査・研究委員会の報告を受け審議し、その結果について理由を付し、呉市教育委員会教育長に報告する。

3 調査・研究委員会

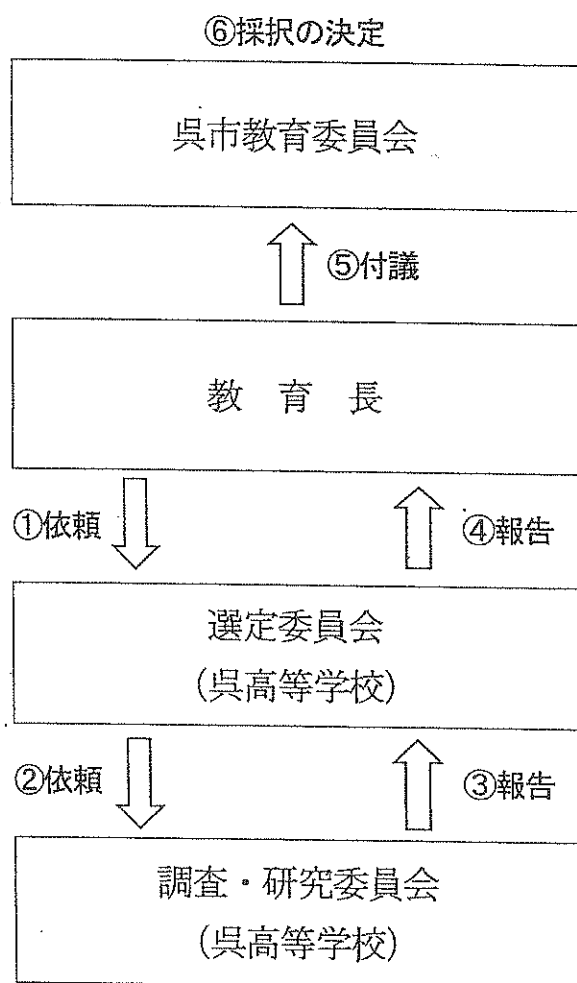
- (1) 教科用図書について、充分かつ綿密に調査・研究を行い、その結果について、選定委員会に報告する。
- (2) 専門的な調査・研究を行うことから、調査員は教員とする。
- (3) 採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

付 則

この要領は平成20年6月1日から実施する。

改正 平成25年4月1日
平成26年5月12日
平成28年5月9日
平成28年6月3日
平成29年5月16日

教科用図書採択の手順【呉高等学校】



- ① 「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「令和3年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」，「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」及び日程を示し，教科用図書の選定について依頼する。
- ② 呉市教育委員会が示す「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和3年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき，調査・研究の観点を示し，教科用図書の調査・研究を依頼する。
- ③ 観点に基づき，教科用図書について調査・研究を行い，報告する。
- ④ 報告を基に教科用図書について審議し，理由を付し報告する。
- ⑤ 教育長は，教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 報告を基に教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

報告第17号

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開及び夏季休業日の短縮について

1 広島県内の状況

5月15日（金） 行動基準を「レベル2」に移行

5月22日（金） 行動基準を「レベル1」に移行

2 呉市立学校の対応

(1) 臨時休業について

ア 期間

- ・ 3月2日（月）から3月25日（水）まで

※呉高等学校は3月20日（金）まで

- ・ 4月17日（金）から5月6日（水）まで
- ・ 5月7日（木）から5月31日（日）まで

イ 臨時休業中の分散登校

5月18日（月）から5月29日（金）まで実施

(2) 学校再開について

ア 学校再開日

6月1日（月）から全面再開

※6月1日（月）から給食実施

イ 全面再開する主な理由

- ・ 文部科学省により、学校の衛生管理の観点から、マニュアルが作成され、学校の行動基準が示された。
- ・ 広島県は、行動基準を「レベル1」が相当であると判断している。
- ・ 呉市において、4月18日に感染症患者が発生して以降、新たな感染者が確認されていない。

ウ 全面再開に当たっての留意事項

- ・ 感染防止の3つの基本、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いなどの感染対策を徹底するといった「学校の新しい生活様式」を導入し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、児童生徒の学習機会を確保する。

- ・学校は、児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、呉市教育委員会を通じて保健所と連携し、学校医と相談して、学校の全部又は一部（学級閉鎖又は学年閉鎖）の2週間の臨時休業を検討する。なお、感染者が増加するなどの事態が生じた場合には、呉市教育委員会が保健所等と連携し、感染レベルの状況に応じて適切に対応する。

(3) 夏季休業日の短縮について

学習機会を保障するため、夏季休業日を短縮する。

小学校 中学校	7月21日(火)～8月7日(金)	登校 原則6時間(給食あり)
	8月8日(土)～8月19日(水)	夏季休業日
	8月20日(木)～8月31日(月)	登校 【小】原則4時間(給食なし) 【中】原則6時間(給食あり)
呉高等 学校	7月21日(火)～7月31日(金)	登校
	8月1日(土)～8月20日(木)	夏季休業日
	8月21日(金)～8月31日(月)	登校

寄附受納について

学校施設課

呉市立小学校、中学校及び高等学校の全児童生徒に対して、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
呉農業協同組合 (共同申込者： 全国共済農業 協同組合連合会 広島県本部)	マスク	18,000枚	900,000円	R2. 4. 28



令和2年5月1日現在

番号	学校名	児童・生徒数												編制学級数						合計					
		通常学級						特別支援学級						通常学級							特別支援				
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年		小計	小計			
		小計						小計						小計							合計	合計			
1	仁方	41	47	32	49	46	60	275	2	3	2	1	0	1	9	284	2	2	1	2	2	2	11	2	13
2	広南	16	16	22	18	23	17	112	2	0	1	0	0	1	4	116	1	1	1	1	1	1	6	2	8
3	白岳	84	104	116	108	126	128	666	2	4	4	4	6	2	22	688	3	3	3	3	4	4	20	3	23
4	広	95	107	100	105	93	101	601	6	2	4	2	3	1	18	619	3	4	3	3	3	3	19	3	22
5	三坂地	58	55	60	70	64	63	370	2	6	0	1	5	3	17	387	2	2	2	2	2	2	12	3	15
6	郷原	42	41	39	54	65	56	297	0	0	0	2	1	3	6	303	2	2	1	2	2	2	11	2	13
7	横路	126	134	123	137	136	121	777	2	2	1	6	7	5	23	800	4	4	4	4	4	4	24	4	28
8	阿賀原	82	78	90	97	99	98	544	3	1	7	2	4	6	23	567	3	3	3	3	3	3	18	4	22
9	原	23	17	18	24	17	21	120	1	0	0	1	1	2	5	125	1	1	1	1	1	1	6	2	8
10	警固屋	21	17	18	23	17	18	114	0	2	0	0	0	0	2	116	1	1	1	1	1	1	6	1	7
11	坪内	33	25	31	26	23	28	166	0	0	0	0	1	0	1	167	1	1	1	1	1	1	6	1	7
12	宮原	22	21	18	22	23	18	124	1	0	3	1	0	0	5	129	1	1	1	1	1	1	6	3	9
13	和庄	37	44	46	37	39	50	253	2	0	1	1	0	2	6	259	2	2	2	1	1	1	10	2	12
14	本通	26	35	31	29	23	36	180	1	0	2	1	3	0	7	187	1	1	1	1	1	1	6	2	8
15	長迫	17	23	16	18	21	22	117	0	0	6	3	2	3	14	131	1	1	1	1	1	1	6	2	8
16	明立	46	40	49	38	43	48	264	0	1	2	0	1	1	5	269	2	2	2	1	2	2	11	2	13
17	荘山田	86	81	81	68	83	70	469	1	2	2	1	2	0	8	477	3	3	3	2	3	2	16	2	18
18	呉中	87	102	95	89	114	108	595	1	5	2	3	3	5	19	614	3	3	3	3	3	3	18	4	22
19	岡城	14	16	22	17	22	23	114	3	1	2	0	0	1	7	121	1	1	1	1	1	1	6	2	8
20	港町	44	37	37	29	37	28	212	0	2	1	1	2	1	7	219	2	2	1	1	1	1	8	2	10
21	吉浦	42	47	40	53	54	58	294	1	2	3	1	1	0	8	302	2	2	1	2	2	2	11	2	13
22	天応	28	39	32	29	23	33	184	0	0	0	0	2	1	3	187	1	2	1	1	1	1	7	2	9
23	昭和西	58	73	61	70	60	59	381	6	2	3	0	4	1	16	397	2	3	2	2	2	2	13	3	16
24	昭和中央	84	88	78	75	79	86	490	4	4	7	2	1	1	19	509	3	3	2	2	2	3	15	4	19
25	昭和南	21	33	29	35	37	25	180	0	0	1	2	1	1	5	185	1	1	1	1	1	1	6	2	8
26	昭和北	95	97	108	138	109	97	644	2	1	3	1	3	7	17	661	3	3	3	4	3	3	19	4	23
27	川尻	38	48	63	53	61	49	312	0	3	1	3	3	1	11	323	2	2	2	2	2	2	12	2	14

番 号	学校名	児童・生徒数											編制学級数																	
		通常学級						特別支援学級					通常学級						特別支援											
		小計						小計					小計						小計											
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別	支援			
28	音戸	22	9	17	22	16	17	103	1	0	1	0	1	0	3	106	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2
29	波多見	28	33	33	34	35	35	198	2	0	0	3	1	0	6	204	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2
30	明徳	7	14	8	15	11	9	64	1	0	0	0	0	0	1	65	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1
31	倉橋	12	16	15	15	20	13	91	0	0	0	2	1	0	3	94	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2
32	蒲刈	7	3	8	10	9	11	48	0	2	0	1	0	0	3	51	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2
33	安浦	43	51	36	57	54	55	296	1	0	1	1	4	2	9	305	2	2	1	1	2	2	2	2	1	2	2	2	11	3
34	安登	19	14	18	26	15	16	108	1	3	1	0	1	0	6	114	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2
35	豊	1	4	6	8	11	12	42	0	0	0	1	1	0	2	44	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1	1	1	1	1	1	4	2
	合 計	1505	1609	1596	1698	1708	1689	9805	48	48	61	47	65	51	320	10125	61.5	64.5	55.5	57.5	60	61	61	360	83	83	443	443		

令和2年度学校別児童・生徒数等について(中学校)

令和2年5月1日現在

番 号	学校名	児童・生徒数						編制学級数								
		通常学級			特別支援学級			通常学級			特別支援					
		1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計			
		合計						合計								
1	仁方	40	46	43	129	0	3	0	3	132	1	2	2	5	2	7
2	広南	17	19	17	53	0	0	0	0	53	1	1	1	3	0	3
3	白岳	123	120	163	406	2	2	3	7	413	4	3	5	12	2	14
4	広中央	146	165	145	456	5	5	3	13	469	4	5	4	13	2	15
5	郷原	63	56	60	179	0	0	1	1	180	2	2	2	6	1	7
6	横路	132	122	125	379	0	3	2	5	384	4	4	4	12	2	14
7	阿賀	85	90	82	257	4	1	0	5	262	3	3	3	9	2	11
8	警固屋	12	12	17	41	1	1	0	2	43	1	1	1	3	2	5
9	宮原	37	47	41	125	4	0	1	5	130	1	2	2	5	3	8
10	和庄	87	74	71	232	0	0	3	3	235	3	2	2	7	2	9
11	東畑	54	47	55	156	2	2	2	6	162	2	2	2	6	2	8
12	片山	62	58	58	178	0	0	1	1	179	2	2	2	6	1	7
13	呉中央	103	95	83	281	7	2	2	11	292	3	3	3	9	3	12
14	両城	48	49	45	142	1	1	1	3	145	2	2	2	6	2	8
15	吉浦	51	42	47	140	1	3	0	4	144	2	2	2	6	2	8
16	天応	23	32	24	79	1	2	1	4	83	1	1	1	3	2	5
17	昭和	144	121	132	397	2	4	1	7	404	4	4	4	12	3	15
18	昭北	180	147	209	536	6	2	0	8	544	5	4	6	15	2	17
19	川尻	62	37	65	164	0	3	2	5	169	2	1	2	5	1	6
20	音戸	59	49	46	154	1	2	2	5	159	2	2	2	6	2	8
21	明德	13	12	19	44	0	0	0	0	44	1	1	1	3	0	3
22	倉橋	15	14	17	46	1	0	0	1	47	1	1	1	3	1	4
23	蒲刈	8	9	10	27	1	1	0	2	29	1	1	1	3	1	4
24	安浦	61	63	79	203	3	1	0	4	207	2	2	2	6	2	8
25	豊浜	9	7	8	24	1	1	0	2	26	1	1	1	3	2	5
	合計	1634	1533	1661	4828	43	39	25	107	4935	55	54	58	167	44	211

学校における働き方改革取組方針

(令和2年度～令和4年度)

令和2年5月改定

呉市教育委員会

はじめに

社会の急激な変化が進む中で、子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学校が抱える課題が複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が拡大する中で、教職員の業務は多様化かつ拡大している状況にあります。

呉市教育委員会においては、学校における働き方改革を実現し、教職員が自らの意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいをもって働くことができるようにするため、教職員のモチベーションの向上や子供と向き合う時間の確保ができるよう、教職員の負担軽減や業務改善を図る取組を実施してまいりました。

その後、令和2年1月に、文部科学大臣により「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められたことを受け、時間外在校等時間の上限を踏まえた目標の再設定を行ったうえで、更に取り組を進めることが必要となっており、本取組方針を改定することとしました。

取組に当たっては、保護者や地域の方々の御理解をいただきながら、本取組方針を基に、教育委員会や学校等の関係者が足並みを揃え、着実に進めてまいります。

呉市教育委員会教育長 寺本 有伸

< 目 次 >

1	改定の趣旨	p 1
	(1) 現状	
	(2) 改定の趣旨	
2	これまでの取組状況・課題及び今後重点的に取り組むべき事項	p 2
	(1) 学校における働き方改革に係る主な取組	
	(2) 現状	
	(3) 現状を踏まえた課題及び今後重点的に取り組むべき事項	
3	目標・成果指標	p 6
	(1) 児童生徒と向き合う時間の確保	
	(2) 長時間勤務の縮減	
4	取組	p 7
	(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
	(2) 部活動指導に係る教員の負担軽減	
	(3) 学校における組織マネジメントの確立	
	(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成	
5	フォローアップ	p 11

1 改定の趣旨

(1) 現状

平成30年11月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を策定し、「児童生徒と向き合う時間^{※1}の確保」及び「長時間勤務の縮減」に向けた取組を進めてきた。

一方で、平成31年1月に文部科学省において、在校等時間の上限目安を原則月45時間、年360時間とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定された。また、令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）の一部改正を受け、令和2年1月には、「ガイドライン」を法的根拠のある指針に格上げする形で、文部科学大臣により「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められた。この指針では、教育委員会が講ずべき措置として、所管に属する学校の教職員^{※2}の在校等時間の上限に関する方針を定めることが規定された。

なお、平成31年4月1日から、働き方改革関連法の一部が施行され、民間の大企業では、残業時間に罰則付きの上限規制が既に適用されており、令和2年4月からは、中小企業においても上限規制が適用されるなど、民間企業では既に厳しい管理が求められている。

(2) 改定の趣旨

「本方針」は、令和2年度末までを取組期間としていたところであるが、上記の国の動きを踏まえ、広島県において「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部が改正されたことに伴い、「呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」において在校等時間の上限を定めたことから、取組期間や目標を再設定するとともに、現状や課題を踏まえた重点的に取り組む項目を明示することとした。

なお、学校における働き方改革は、教育委員会と学校が連携し、保護者や地域の理解・協力も得ながら、本方針に示す様々な取組を総合的に進めていくこととする。

※1 「児童生徒と向き合う時間」

授業、授業準備、教材研究、週案・指導略案作成、部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導等）

※2 「教職員」

給特法第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員）

2 これまでの取組状況・課題及び今後重点的に取り組むべき事項

(1) 学校における働き方改革に係る主な取組（平成30年度～）

学校における働き方改革を更に推進するため、平成30年11月に、今後の取組の方向性を示す総合的な方針（本方針）を策定し、取組を進めてきた。また、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すため、平成30年12月に「運動部活動の方針」、令和元年11月に「文化部活動の方針」を策定し、休養日及び活動時間の基準等を示すとともに、以下の取組を進めてきた。

- ア 学校評価及び人事評価への働き方改革に関する評価の位置付け
- イ 指導記録（週案）及び年間指導計画の簡素化
- ウ 市教委主催研修の見直し、削減
- エ 「学校の事務軽減化推進プロジェクト委員会」による発出文書の見直し
- オ 成績処理システム、通知表作成システムの導入
- カ 指導要録の電子化
- キ 夏季一斉閉庁の実施
- ク 留守番電話の導入

(2) 現状

「本方針」に記載した取組のより着実な実行を図るため、平成28年度から常勤の全教職員を対象に毎年9月に行っている「学校の業務改善に係るアンケート（以下、「業務改善アンケート」という。）」を継続するとともに、平成30年9月より、時間外在校等時間や勤務実態の把握を継続している。

ア 業務に係る現在の意識について

令和元年度の「業務改善アンケート」結果によると、「児童生徒と向き合う時間」（表1）や、そのうち「児童生徒と直接関わる時間」*3（表2）の確保については、肯定的な回答の割合が6割台であり、平成28年度の割合（5割台）よりも上昇しているが、成果指標の8割には達しておらず、依然として課題が見られる。

※3 「児童生徒と直接関わる時間」

部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導等）

表1 児童生徒と向き合う時間が確保できていると感じる教職員の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	54.0%	56.2%	55.3%
令和元年度	65.2%	65.5%	65.9%
差	+11.2 ㊦	+ 9.3 ㊦	+10.6 ㊦

表2 表1のうち児童生徒と直接関わる時間が確保できていると感じる教職員の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	51.0%	54.7%	53.0%
令和元年度	62.5%	59.9%	62.0%
差	+11.5 ㊦	+ 5.2 ㊦	+ 9.0 ㊦

イ 1週間あたりの勤務状況及び業務に係るおよその時間について

令和元年度の「業務改善アンケート」結果によると、平成28年度と比べ、勤務時間外に行う業務の1週間あたりの平均時間（表3）は、小・中・高等学校全体で3.8時間減少している。

また、「児童生徒と向き合う時間」（表4）について項目ごとに見ると、「週案・指導略案作成」、「部活動」の時間が減少したことに伴い、「授業準備、教材研究」、「個別指導」の時間は増加している。

表3 教職員の1週間当たりの時間外及び持ち帰りの時間数

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	20.2時間	21.7時間	20.8時間
令和元年度	16.6時間	17.2時間	17.0時間
差	▲ 3.6時間	▲ 4.5時間	▲ 3.8時間

表4 教職員の1週間当たりの「児童生徒と向き合う時間」の状況

	週案*	部活動	授業準備*	個別指導*
平成28年度	2.7時間	10.1時間	8.8時間	3.2時間
令和元年度	2.2時間	8.6時間	9.0時間	4.5時間
差	▲0.5時間	▲1.5時間	+0.2時間	+1.3時間

※「週案」 週案・指導略案作成
 ※「授業準備」 授業準備、教材研究
 ※「個別指導」 学習補充、生徒指導、進路指導、給食・掃除・行事に関する指導等

ウ 時間外在校等時間の状況

令和元年度の時間外在校等時間の状況については、80時間以上の者の割合（表5）が小・中・高等学校全体で約4％であり、平成28年度の割合（約19％）よりも低くなった。特に、中学校においては約26ポイント減少しており、部活動休養日の設定が大きく影響していると考えられる。

しかし、時間外在校等時間の上限目安が原則月45時間であることも踏まえ、更に取り組を進めることが必要となっている。なお、令和元年度、月当たりの時間外勤務が45時間以内の者の割合（表6）は、約54％である。

表5 時間外勤務が80時間以上の者の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	10.1%	31.1%	19.2%
令和元年度	1.9%	4.8%	3.7%
差	▲8.2 ㊦	▲26.3 ㊦	▲15.5 ㊦

※数値は、教職員の自己申告によるものである。

表6 月当たりの時間外勤務が45時間以内の者の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
令和元年度	53.6%	55.9%	54.3%

※数値は、教職員の自己申告によるものである。

エ 管理職の意識について

「業務改善アンケート」のうち、管理職を対象とした調査によると、「教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する県が主催する研修会に教職員を積極的に参加させ、管理職やミドル層の教職員のマネジメントスキルの向上を図るようにしている。」という項目に対して、肯定的に回答した割合については、小・中・高等学校全体で7割台であり（表7）、100％には達していない。

表7 マネジメントスキルの向上を図っていると感じる管理職の割合

	小学校	中・高等学校	小・中・高等学校
令和元年度	75.0%	77.7%	76.1%

(3) 現状を踏まえた課題及び今後重点的に取り組むべき事項

ア 学校・教員が本来担うべき業務の効率的・効果的な実施

表4から、平日の授業や授業準備、生徒指導といった指導に関わる業務にかける時間が長いという状況が見られる。これらは、教員の本務であり、必要不可欠な業務であるが、限られた時間の中で、効率的・効果的に進める視点も必要である。そのためには、学校のミッション・ビジョン等を踏まえ、何が重要かを見極めた上で、教育課程の編成や研究授業等に取り組むことが求められる。また、ICTの活用、教材の共有化といった取組を進めることも必要である。

イ 部活動指導に係る教員の負担の軽減

表4から、中学校及び高等学校の教員については、部活動指導に係る時間に多くの時間を費やしているという状況が見られる。部活動指導に係る時間を軽減するためには、各学校の部活動の活動方針の徹底を図った上で、効率的かつ効果的な部活動指導を推進し、学校における部活動指導体制の見直しや負担軽減に向けた支援を進めていく必要がある。

ウ 学校における組織マネジメントの徹底・教職員の働き方に対する意識の醸成

学校の業務改善を図るためには、推進体制を整備し、教職員を巻き込んで、学校全体で取り組むことが重要であり、まずは、勤務時間を意識した働き方を浸透させる必要がある。また、個々の教職員の勤務状況を踏まえ、業務の優先順位の指示や、業務分担の見直し、業務の進捗管理を行うことが重要であり、管理職によるマネジメントの徹底が必要である。そのためにも、県や市が主催する研修会等に教職員を積極的に参加させたり、校内で還元しやすい研修を実施したりする取組が必要である。

③ 目標・成果指標

学校全体の働き方改革を進めることとするが、目標・成果指標としては、教職員の「児童生徒と向き合う時間の確保」及び「長時間勤務の縮減」について、設定する。

(1) 児童生徒と向き合う時間の確保

「学びの変革」の円滑な実施、新学習指導要領の実施や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

[成果指標]

児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員（管理職を除く）の割合を、令和4年度末には80%以上とする。

(2) 長時間勤務の縮減

教職員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

[成果指標]

時間外在校等時間（在校等時間^{※4}から正規の勤務時間を除いた時間）を、原則年360時間以内及び月45時間以内とする。^{※5}

※4 「在校等時間」

次のア及びイに掲げる時間からウ及びエに掲げる時間を除いた時間

ア 校内に在校している時間

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（教育職員の自己申告に基づく）

エ 休憩時間（休憩時間を確保した上で、正規の勤務時間外に実際に休憩した時間があれば、その時間を含む。）

※5 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、次に掲げる時間の上限の範囲内とする。

ア 1年について720時間以下

イ 1か月について100時間未満

ウ 1年のうち1か月において45時間を超える月数について6月以下

エ 連続する2か月から6か月までのそれぞれの期間の1か月当たりの平均について80時間以下

4 取組

前記の目標を達成するため、引き続き次の4つの視点を柱として取組を推進する。

- (1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- (2) 部活動指導に係る教員の負担軽減
- (3) 学校における組織マネジメントの確立
- (4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

ア 市費による教職員の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、教職員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する。

(例) 教育推進加配講師，小中一貫教育推進加配講師，特別支援学級指導員，学校教育指導補助員，生徒指導員

イ 校務支援システム等ICTの活用促進

- (7) 成績処理システムや通知表作成システムの改善及び効率的な運用を図る。
また、ICT機器を活用した業務の効率化について、検討を進める。
- (4) 学校のICT機器等の活用促進に向けたサポート体制の拡充等、教員の負担軽減について検討を進める。【重点】

ウ 各種計画，事業，調査・照会等の見直し

- (7) 学校が作成する各種計画や呉市教育委員会が実施する各種事業，調査・照会等を見直し，精選や簡素化を図る。
- (4) 作品募集やコンクールへの児童生徒等及び教員の参加，家庭向け配付物の配付依頼について，主催する外部機関等に，学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

エ 研修の見直し等

- (7) 教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期など
の見直しを進めるとともに，報告書等の簡素化を図る。
- (4) 研究授業については，各学校が自主的に実施するものであり，ねらいや内容及び効果的な方法について，検討・整理した上で実施するよう働きかける。
なお，効果的な方法の検討を行う際には，公開の有無や頻度（3年に1回行うなど）にも十分配慮するよう働きかける。

オ 教材・学習指導案等の共有化

学校において教材・学習指導案等の共有化を進めるとともに、全市的な教材・学習指導案等の共有の仕組みを構築し（センターサーバー）、内容の充実を図る。

カ 支援が必要な子供・家庭への対応

子供を取り巻く様々な課題等に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置や、顧問弁護士の派遣及び専門機関との連携など支援の充実を図る。

キ 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進

(ア) 学校や教員が担う業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討を進める。

(イ) 教職員の勤務時間外の電話対応や部活動等に係る教員の負担軽減などの取組を推進するに当たり、本方針の取組等について地域、保護者に周知し、理解促進を図る。

(ウ) 学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を進め、学校・家庭・地域の適切な役割分担についても検討する。

ク 教職員定数の改善

学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築を着実に実施するため、教職員定数の改善について、県に要望していく。

(2) 部活動指導に係る教員の負担軽減

ア 「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

呉市教育委員会が策定した方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づき部活動休養日や活動時間の徹底を図る。【重点】

イ 部活動の指導体制の在り方の見直し

(ア) 専門的な技術指導ができる外部指導者の活用を推進する。

(イ) 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員の導入に向けた検討を進める。

- (ウ) 学校の実態に応じ、顧問を複数人配置して交代での指導を行ったり、一人の教員が複数の部活動を見守ったりするなど、顧問の負担軽減に係る取組を進める。
- (エ) 地域のスポーツ団体や社会教育関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域における活動の推進に向けた検討を行うとともに、活動する場の設定等を関係団体等に働きかける。

ウ 外部団体等との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関・関係団体に働きかける。また、各団体の上部団体への働きかけを県に要請する。

エ 効果的な練習方法等の研修への参加

県や市が主催する研修会（短時間でより効果的な練習方法等について）及びトップアスリート派遣事業等に教員を積極的に参加させる。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

ア 学校における勤務時間管理の徹底

(ア) 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、「在校等時間管理システム」により、教職員の在校等時間を把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。

【重点】

- (イ) 管理職は、把握した在校等時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を受けさせるなど教職員の健康管理に努める。また、ストレスチェック制度等を活用し、教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに、職場のストレス要因の軽減を図る。
- (ロ) 管理職は、把握した状況を踏まえ、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図る。
- (ハ) 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻を設定する。
- (ニ) 1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた教職員の定時退校日を設定し、その徹底を図ることで教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

イ 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

(ア) 学校経営計画に本方針に掲げる目標を意識した業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標の達成に向けて学校経営を行う。

また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

- (イ) 校内の推進体制を整備した上で、PDCAサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。
- (ロ) 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、各教職員が業務の適正化に取り組んだことを積極的に評価するなど、人事評価制度の活用を推進する。
- (ハ) 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。
- (ニ) 学校行事、各種業務等の優先順位を決め、精選・省力化の徹底を図る。

ウ マネジメント研修への参加

教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する県が主催する研修会に教職員を積極的に参加させ、管理職やミドル層の教職員のマネジメントスキルの向上を図る。

エ 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化、事務の効率化のため、教頭、事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

オ 一斉閉庁期間の設定

- (7) 8月のいわゆるお盆前後の期間を夏季一斉閉庁日とする。
- (イ) 一斉閉庁の期間の延長や夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間について、各学校で実態に応じた設定を行うことについて検討する。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

ア 働き方・時間管理の意識改革

- (7) 教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて、長時間勤務の縮減に向けた時間管理の意識改革に取り組む。
- (イ) 管理職は、自己申告に基づく目標管理の面談等の際に、業務をより効果的・効率的に進める方策について、教職員と共に考えるなど、教職員の在校等時間を踏まえた働き方に対する意識の醸成を図る。【重点】

イ 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

管理職のみならず学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、県や市が主催する研修や校内研修において、働き方に関する内容の充実を図る。

5 フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。